

熊本県公報

第 1 0 8 3 7 号
平成 14 年 5 月 20 日 (月)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

告 示

指定介護療養型医療施設の指定	(高 齢 保 健 福 祉 課)	1
漁船保険義務加入同意の承認	(漁 政 課)	1
熊本県収納代理金融機関の事務取扱要領の一部を改正する要領	(会 計 課)	1
収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正	(")	2
登 載 依 頼		
ガザミのたも網等による採捕禁止	(熊 本 県 有 明 海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	2
マダイ稚魚の採捕禁止	(天 草 不 知 火 海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	2
固定資産管理システム開発業務委託に伴う一般競争入札の実施	(企 業 局)	4

告 示

熊本県告示第 442 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 3 号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成 14 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
医療法人社団誠心会杉上病院 下益城郡城南町大字高字塘道 1099 番地	医療法人社団 誠心会	平成 14 年 5 月 1 日
伊藤医院 荒尾市四ツ山町三丁目 5 番 2 号	医療法人藤杏会	平成 14 年 5 月 1 日
東熊本病院 上益城郡益城町大字惣領字木神 1522 番地 1	医療法人 永田会	平成 14 年 5 月 1 日
愛甲やすらぎ医院 人吉市駒井田町 1951 番地	医療法人 愛	平成 14 年 5 月 1 日

熊本県告示第 443 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 10 年 5 月 20 日熊本県告示第 362 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 14 年 5 月 19 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 14 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

千丁加入区

熊本県告示第 444 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 14 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を次のように改正する。

別表第 2 肥後銀行紺屋町支店の項中

「	熊本商銀信用組合本店	熊本商銀信用組合本店 熊本商銀信用組合健軍支店 熊本商銀信用組合保田窪支店	を
「	九州幸銀信用組合本店営業部	九州幸銀信用組合本店営業部 九州幸銀信用組合健軍支店 九州幸銀信用組合保田窪支店	に改める。

附 則
この要領は、平成 14 年 5 月 20 日から施行する。

熊本県告示第 445 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改め、平成 14 年 5 月 20 日から施行する。
平成 14 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「	熊本商銀信用組合	熊本市米屋町二丁目 22 番地	を削り、
「	商工組合中央金庫熊本支店	熊本市城東町 2-23	を
「	商工組合中央金庫熊本支店 九州幸銀信用組合本店営業部 九州幸銀信用組合健軍支店 九州幸銀信用組合保田窪支店	熊本市城東町 2-23 熊本市米屋町二丁目 22 番地 熊本市若葉一丁目 39 番 5 号 熊本市保田窪本町 4 番 57 号	に改める。

登載依頼

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第 22 号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成 14 年 5 月 20 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 黒 田 正 明

熊本有明海において、次に掲げる期間は、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

指示の有効期間

平成 14 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 111 号

マダイ資源保護のため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成 14 年 5 月 20 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

天草海及び不知火海の次の 1 に掲げる区域内において、2 に掲げる期間は、全長 15 センチメートル以下のマダイを採捕してはならない。

1 指示の適用区域

(1) 天草郡苓北町地先

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 130 号（天草郡五和町通詞島三角点と五通岩を見通した線から通詞島三角点を基点として右へ 160 度 47 分の線が陸岸と交わるところからその線の延長上 20.4 メートルのところ）

基点 2 熊本県漁場基点天第 128 号（天草郡五和町五通岩灯台）

- 基点 3 熊本県漁場基点天第 135 号(天草郡苓北町富岡四季咲岬西端)
 基点 4 熊本県漁場基点天第 137 号(天草郡苓北町と同郡天草町との海岸線における境界)
 基点 5 熊本県漁場基点天第 440 号(天草郡苓北町富岡四季咲岬灯台)
 ア 基点 1 と天草郡五和町通詞島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 342 度 46 分、1,980 メートルのところ
 イ 基点 2 と天草郡苓北町富岡鷯瀬崎を見通した線から基点 2 を基点として右へ 34 度 1 分、3,520 メートルのところ
 ウ 基点 3 と天草郡天草町十三野山山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 180 度、3,000 メートルのところ
 エ 基点 3 と長崎県西彼杵郡樺島灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 349 度 20 分、1,800 メートルのところ
 オ 基点 5 と苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 17 度、3,120 メートルのところ
 カ 基点 4 と基点 3 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ
- (2) 牛深市深海町地先(天共第 9 号共同漁業権漁場内深海町地先)
 次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点 3、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点 1 牛深市久玉町と市深海町との境界二つ石
 基点 2 熊本県漁場基点天第 179 号(牛深市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における境界)
 基点 3 牛深市久玉町と市深海町との境界(黒崎)
 基点 4 牛深市久玉町と市深海町との境界東側
 ア 牛深市久玉町と市深海町との境界二つ石から長島行人岳を見通した線と久玉町小松崎から赤島北端を見通した線とが交わるところ
 イ 基点 2 と天草郡河浦町産島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 10 度 43 分の線と天草郡新和町立の鼻から河浦町上馬刀島西端を見通した線とが交わるところ
- (3) 天草郡栖本町地先(天共第 11 号共同漁業権漁場内栖本町地先)
 次の基点 1、ア、イ、基点 2 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点 1 天草郡倉岳町阿房の浦橋東角
 基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号(本渡市と天草郡栖本町との海岸線における境界船瀬鼻南端)
 ア 基点 1 から天草郡御所浦町黒島北東端を見通した線上、基点 1 から 1,700 メートルのところ
 イ 基点 2 から天草郡御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ
- (4) 葦北郡津奈木町地先(火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木町地先)
 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点 1 葦北郡芦北町松ヶ鼻(葦北郡芦北町と同郡津奈木町との境界より東へ 130 メートル)
 基点 2 葦北郡芦北町木島南端
 基点 3 葦北郡津奈木町沖の島北西端
 基点 4 葦北郡津奈木町隠瀬崎北西端
 基点 5 水俣市西湯の児岬突端
 ア 葦北郡芦北町と同郡津奈木町との境界福浦川尻中央点
 イ 基点 1 から真方位 351 度 20 分、354 メートルのところ
 ウ 基点 1 から真方位 351 度 20 分、1,590 メートルのところ
 エ 基点 2 から真方位 180 度、181 メートルのところ
 オ 基点 3 から真方位 0 度、181 メートルのところ
 カ 基点 3 から真方位 330 度、200 メートルのところ
 キ 基点 3 から真方位 255 度、545 メートルのところ
 ク 基点 4 から真方位 290 度、2,090 メートルのところ
 ケ 基点 4 から水俣市西湯の児岬を見通した線上、基点 4 から 800 メートルのところ
- (5) 天草郡河浦町崎津地先
 次の基点 1 と基点 2 を結んだ線以東の水域において、基点 1 と基点 2 を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点 1 河浦町と天草町との海岸線における北側境界
 基点 2 河浦町と天草町との海岸線における南側境界
- (6) 天草郡河浦町宮野河内地先及び新和町地先(天共第 10 号共同漁業権漁場内河浦町宮野河内地先及び新和町地先)
 次の基点 1 とア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 1 熊本県漁場基点天第 179 号(牛深市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における境界)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 181 号(天草郡河浦町上の島灯台)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号(天草郡河浦町宮野河内女岳押し鼻東端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号(本渡市と天草郡栖本町との海岸線における境界船瀬鼻南端)
- 基点 5 本渡市と天草郡新和町との海岸線における境界
- ア 基点 1 と天草郡河浦町産島南西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 10 度 43 分の線と天草郡新和町立の鼻から天草郡河浦町上馬刀島西端を見通した線が交わるところ
- イ 基点 2 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ
- ウ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ
- エ 基点 3 と鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ
- オ 天草郡新和町立の鼻から天草郡御所浦町葛籠島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ
- カ 基点 4 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ
- キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ
- ク 本渡市町上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ
- ケ 榎浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ
- コ 本渡市楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点
- サ 基点 5 から真方位 105 度の線が対岸に至る線上、基点 5 と対岸との中央点
- 2 指示の有効期間
平成 14 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

熊本県企業局公告 1 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 5 月 20 日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博 治

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託名
固定資産管理システム開発
- (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限(成果品納入期限)
平成 14 年 10 月 31 日
- (4) 納入場所
熊本県企業局総務課
- (5) 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 平成 14 年 3 月 1 日熊本県告示第 152 号により審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 国又は地方公共団体においてイントラネットによる複数の情報システムを企画又は開発した実績を有する者で、公営企業管理者が行う入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者
- (3) 過去 5 年間に 100 人以上のユーザーが利用する情報システムを企画又は開発した実績がある者で、公営企業管理者が行う入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者

3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
県が指定する一般競争入札参加申込兼参加資格審査申請書を直接又は郵便により提出するものとする。
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 申請書類の入手及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県企業局総務課管財班
郵便番号 862 8570

- 電話番号 096 383 1111 内線 6395
- (3) 申請書の受付期間
平成 14 年 5 月 20 日から同年 5 月 29 日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書を郵便により送付する。
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県企業局総務課管財班
郵便番号 862 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096 383 1111 内線 6395
- (2) 入札説明書の配布
入札説明会に参加できない者については、入札説明書を配布する。配付期限は、平成 14 年 5 月 29 日までとする。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成 14 年 5 月 24 日 午後 2 時から午後 3 時まで
イ 場所 熊本県庁北側会議棟 302
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 14 年 5 月 31 日 午後 2 時から
イ 場所 熊本県庁北側会議棟 302
- (5) 入札書の提出方法
4 の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 の(1)記載の場所に入札の前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県企業局総務課
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を 4 の(4)記載の入札日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し、その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 入札の無効
次のアからシのいずれかに該当する入札は無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、納付又は提出しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札又は容易に消字できる筆記具を用いてした入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
サ 円未満の意思表示のある入札
シ その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- (5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申

- 込みをした者を落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない
 - (7) 契約書作成の要否
要
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。